

無形文化遺産保護条約への対応について

無形文化遺産の保護に関する条約においては、① 締約国による自国内の無形文化遺産についての目録の作成、② 委員会による無形文化遺産の代表的な一覧表等の作成が要請されている。このため、我が国においては、次の通り対応する。

1. 目録の作成について

(1) 条約における規定等

- ・ 条約第 12 条においては、締約国は自国の領域内の無形文化遺産についての目録を作成し、それに関する情報を政府間委員会に提供することとなっている。
- ・ 目録については、どのようなものを提出するかについては、各国の判断に委ねられており、その記載件数などの様式に関する指針は示されていない。

(2) 我が国の対応

現在、我が国において、国が責任をもって作成し、その内容を正確に把握している一覧は、国の指定・選定に係る重要無形文化財、重要無形民俗文化財、及び選定保存技術の各一覧であり、これらを目録として取扱う。

2. 「代表一覧」への提案について

(1) 条約における規定等

- ・ 条約第 16 条においては、政府間委員会は代表一覧を作成することとなっている。
- ・ このため、政府間委員会は、第 2 回委員会において、「危機一覧」の記載時期にあわせて、「代表一覧」の記載についても、平成 21 (2009) 年 9 月に開始することを決議した。
- ・ 一方、「代表一覧」に記載する手続き、基準等の運用指針は、平成 19 (2007) 年 9 月に開催された第 2 回政府間委員会できりまとめられたものの、正式には次回締約国総会 (平成 20 (2008) 年 6 月の見込み) において決定されるため、現時点では不確定要素が多い。

- ・ しかしながら、第1回代表一覧記載のための提案期限（平成20（2008）年8月末日）に向け、国内における提案の基準や手続きなどを暫定的に決定し、準備を進める必要がある。

（2）「代表一覧」の対象となる我が国の無形文化財等

我が国が、文化財保護法に基づき、国として、その重要性について認知し、その保護措置を図っていることを勘案すると、国の指定・選定に係る、

- ・ 重要無形文化財
- ・ 重要無形民俗文化財
- ・ 選定保存技術

を対象とする。

（3）提案候補の選定方法等

- ① 文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会が、下記について調査を行う。
 - ・ 条約の実施に当たっての基本的考え方
 - ・ 代表一覧への記載に係る提案候補の選定
- ② 調査に基づき、文化財分科会に提案候補を報告する。

（4）提案書の作成

- ① 文化財分科会の審議結果に基づき、文化庁において提案書を作成する。
- ② 関係する地域における文化財保護の推進が図られるよう、提案書の作成に当たっては、提案候補の属する都道府県の協力を得る。

（5）我が国から代表一覧に提案するための審査基準

- ① 無形文化遺産保護条約第2条2の各号に定めるもののいずれかに該当するもの。
 - (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
 - (b) 芸能
 - (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
 - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
 - (e) 伝統工芸技術
- ② 代表一覧に記載されることによって、その無形の文化遺産の存在が明確になり、その重要性についての理解が深まり、また、文化の多様性を尊重する対話が奨励されるものであって、もって日本国民の文化的多様性を国外に示し、日本国民の創造性を証明するもの。
- ③ 国が、その保護に関与し、直接的・間接的に保護の措置を図っているも

- の。（文化財保護法による国の指定・選定に係るものが考えられる。）
- ④ 提案することについて、関係のある保護団体等の同意が得られているもの。
 - ⑤ ユネスコ事務局に提出する目録（国の指定・選定に係る重要無形文化財一覧、重要無形民俗文化財一覧、及び選定保存技術一覧）に記載されているもの。

3. 「危機一覧」への提案について

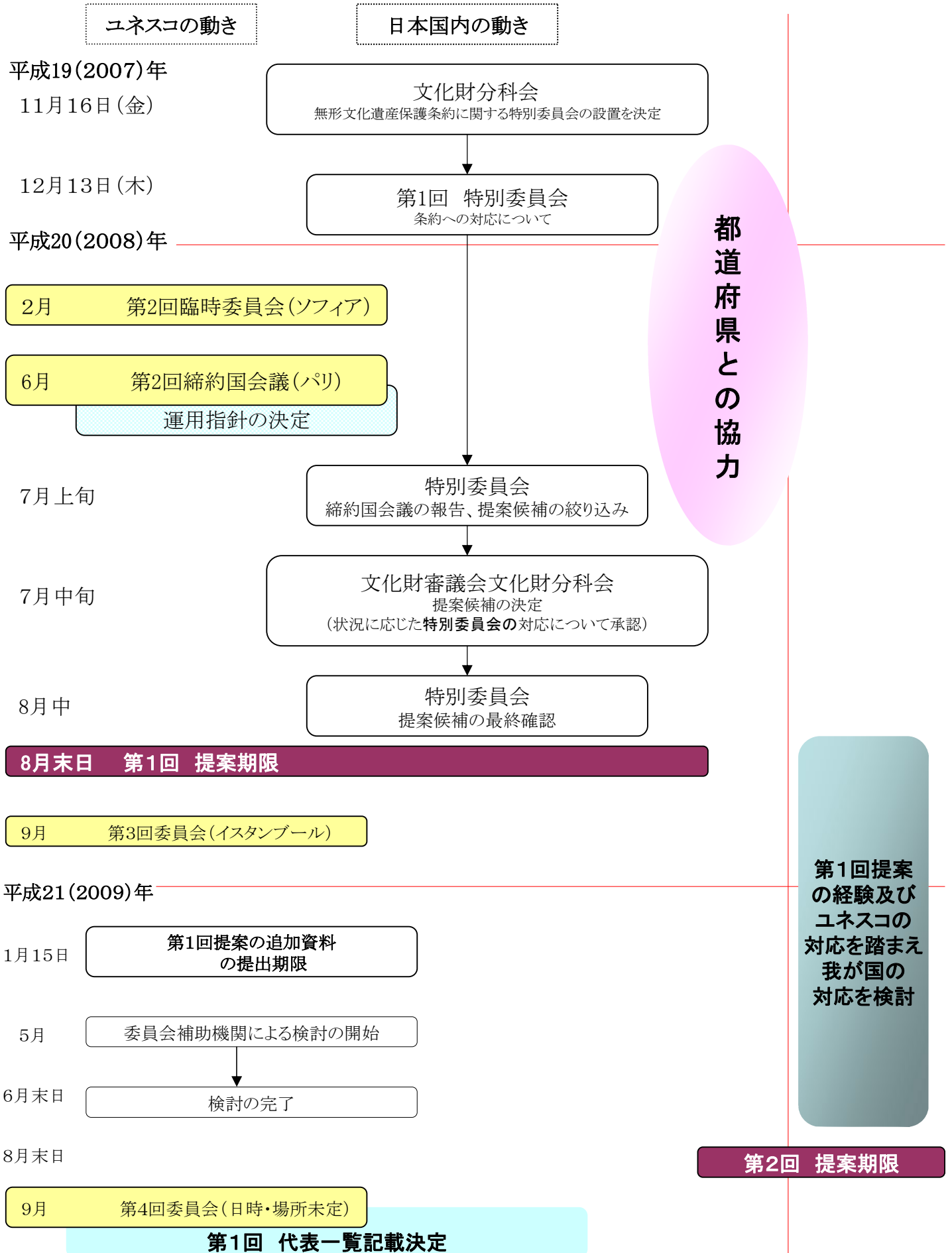
(1) 条約における規定

- ・ 条約第17条においては、政府間委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表を作成することとなっている。
- ・ 本一覧に記載されることにより、条約に規定されている国際的な援助を供与されることが可能となる。

(2) 我が国の対応

- ・ 本一覧表は、無形文化遺産の保護に関する法的・財政的な保護措置が図られていない国の貴重な無形文化遺産が消滅しないよう、国際的な枠組みで緊急に保護を図ることを目的としている。
- ・ このため、昭和25（1950）年の文化財保護法制定以来、国により、国際的な水準よりもはるかに高い保護措置が図られている我が国においては、保護のために国際的援助を求める必要性のある案件は認められないため、本一覧に提案することは当面行わない。

第1回代表一覧記載のための臨時日程に基づく我が国の対応



無形文化遺産保護条約に関する特別委員会 審議日程

12月13日(木)

第1回 特別委員会

・条約への対応について

平成20(2008)年

2月 第2回臨時委員会
(ソフィア)

文化庁において提案候補
を検討

3月末

第2回 特別委員会

・提案候補の審議

第3回 特別委員会

・提案候補の審議

6月 第2回締約国会議
(パリ)

文化庁において提案書
を作成

7月上旬

第4回 特別委員会

・締約国会議の報告
・提案候補の絞り込み

7月中旬

文化審議会文化財分科会

・提案候補の決定
(状況に応じた特別委員会の対応について承認)

8月中

第5回 特別委員会

・提案候補の最終確認